



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

Vol.12 No. 490

2010年12月2日(木)

カンクン会議ハイライト 2010年12月1日 水曜日

COP/MOP プレナリー は、水曜日の午前と午後に開催された。午後、COP プレナリーも開催された。SBI、SBSTA、AWG-KP、AWG-LCA の下、多数の非公式グループがこの日一日を通して会議を開催した。

編集者よりのお知らせ: *Earth Negotiations Bulletin* の非公式グループおよびコンタクトグループ会合の取材は、人員/移動の問題で従来以上に限定的である。

条約 17 条 (議定書) に基づく締約国の提案: この問題(FCCC/CP/2010/3, FCCC/CP/2009/4-7)に関し、事務局は、2009 年に 5 つの締約国から条約 17 条に基づく新しい議定書および実施合意の提案を受理したが、COP 15 ではこれらの審議を終了していなかったと説明した。同代表は、2010 年にグレナダから新しい議定書の提案を受理しており、これは条約の規定に基づき、各締約国に連絡してあると説明した。

グレナダは AOSIS の立場で発言し、法的形式について議論することの重要性を強調し、これは政府および民間部門の両方に関連性があると強調した。同代表は、次の問題を、透明性のある参加型のオープンエンドなコンタクトグループ 会合を求めた: 成果文書の法的形式; 既存の制度との相互関係; ダーバンでの COP 17 において法的拘束力のある成果を採択するための適切な戦略:

途上国数カ国が、この提案を支持すると表明した。ツバルは、京都議定書を補う新しい議定書という同国の提案を紹介し、ダーバンでの法的拘束力のある制度採択に向けた一步としてこのコンタクトグループに焦点を当てた。コスタリカは、このグループは法的様式を明確にするとのマンデートを持つべきだと強調した。

コンゴ民主共和国はアフリカグループの立場で発言し、コンタクトグループ設置を支持したが、このために AWG-KP 交渉への関心がそがれることがあってはならないと述べた。EU は、このコンタクトグループは作業の重複がないようにし、この問題に関して開催される非公式協議も考慮に入れるべきだと述べた。ベネズエラは、このグループは条約 17 条の下での他の提案と矛盾させるべきではないとし、AWG-LCA の下での進展を考慮すべきだと述べた。

ブラジルは、AWG-LCA および AWG-KP の両方の交渉トラックで法的成果を挙げる必要があると指摘し、この問題を議論する場を設けることを支持した。インドは、カンクンで挙げられる成果、さらに「高度な脅威にさらされている」京都議定書の将来に焦点を当てることを希望し、AWG-KP での進展は AWG-LCA に大きく遅れていると述べた。また同代表は、中身さえ決定されれば、形式は「ついてくる」ものだと述べた。

中国は、法的問題を議論することの重要性を認め、議定書附属書 B の改定が議定書での交渉トラックの法的拘束力のある 成果を構成するとし、条約の実施を強化する法的拘束力のある 成果であれば、中国はこれを受け入れると述べた。中国は、サウジアラビアの支持を受け、締約国の作業量は相当なものになると強調し、2 つの AWG での交渉およびカンクンでの「建設的かつバランスのとれた」成果に焦点を当てるよう求め

た。サウジアラビアは、一部の締約国が「いかなる状況下」でも新しい約束期間を受け入れないと表明していることから、「京都議定書の継続性が脅かされている」と強調した。

南アフリカは、法的形式に関する不確実性を交渉の「主要な障壁」であると指摘し、この問題に関する決定が「多くの問題の障壁をなくすことになる」と述べた。同代表は、「現実的なアプローチ」を求め、COP、COP/MOP、2つのAWGでの作業は、相互に補足しあい、支持しあうものにすべきだと指摘した。南アフリカは、同一の法的地位を持つ成果を挙げるには、条約および議定書の下での作業を「バランスのとれた包括的な」形で進める必要があると指摘した。

オーストラリアは、法的拘束力のある成果に対する各締約国の関心を歓迎し、そのような議論を進める上での同国の努力を指摘し、全ての関係する提案をまとめる「確固とした議論」を支持した。ノルウェーは、法的拘束力のある成果に対する「強力な支持」を表明し、これについて議論するだけの十分な時間を求め、グレナダの提案を支持した。

COP議長のエスピノサは、提案されている議定書は既にAWG-KPおよびAWG-LCAで議論されている問題に関係すると指摘し、「手が届きそうなところにある」決定書の包括的なパッケージに向け、カンクン会議で努力することが重要だと強調した。同議長は、AOSISの立場でのグレナダの提案、コスタリカの提案、ツバルの提案がそのよう案議論の場を必要としているものだとし、これらに焦点を当てるコンタクトグループを結成し、Michael Zammit Cutajar (マルタ)をその議長とするよう提案し、締約国もこれに同意した。COP議長のエスピノサは、当該代表が議定書はCOP 16で達成できるものではなく、将来達成されるものだと「明確に表明した」と指摘し、法的形式に関する議論で2つのAWGでの交渉を遅らせてはならないと強調した。COP議長のエスピノサは、進展状況を確認する土曜日のプレナリーでZammit Cutajar議長が最新の状況を提示すると述べた。

YOUNGOsは、コペンハーゲンではこの議題項目で暗礁に乗り上げたことを想起した。同代表は、COP 15以来、多くの作業が行われており、新しい議定書の提案もグレナダがその後に提出したものと認識した。同代表は、締約国に対し、信頼を再構築し、リーダーシップを発揮し、気候問題に関する責任が最も少なく、しかも最も影響を受けやすい諸国を守る法的拘束力のある枠組みの採用を求めた。気候行動ネットワークは、今日、締約国には法的拘束力のある成果に向け「相当な貢献」をするだけのプロセスを確立する機会があると強調した。CIMATE JUSTICE NOWは、締約国に対し、歴史的責任を踏まえ、2つの交渉トラックでの正当な成果に向け努力するよう求め、先進国に対し、市場などの補助的措置を利用することなく排出量を40%削減するよう求めた。先住民組織は、気候の影響に直面する先住民の「悲惨で緊急性のある」状況を強調した。

COP/MOP

クリーン開発メカニズム(CDM) : CDM 理事会議長の Clifford Mahlung は、2010年の同理事会の作業に関して報告し(FCCC/KP/CMP/2010/10)、次のような成果に焦点を当てた：登録、発行、レビューに関する新しい手順の作成と採択、これには各段階での時間制限を含める；登録されたプロジェクト活動が9件以下の諸国を支援する融資スキームの策定；理事会の決定に対する不服申し立て手続きの策定。

EUは、理事会は次のことを行うべきと示唆した：プロジェクトサイクルの主要段階において理事会が費やした時間を公表する；可能な場合は初期設定数値を用いるというトップダウンでの手法論開発を優先する；標準化されたベースラインおよび追加性ベンチマークの利用を可能にする。オーストラリアはアンブレ



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

ラグループの立場で発言し、理事会に対し、融資スキームの運用開始などで、CDM が少ない諸国の CDM 参加を推進するよう推奨した。同代表は、不服申し立て手順に関し、まだ努力が必要な面があると強調し、今回の会合でこれに関する決定を採択するのは時期尚早であるとし、この目的の作業計画作成を提案した。

グレナダは AOSIS の立場で発言し、融資スキームの早急な運用開始を支持し、理事会に対し、CDM の効率を上げ、参加を促進する努力を続けるよう奨めた。インド、ザンビア、その他は、COP/MOP に対し、京都議定書の下での第 2 約束期間を設置して、CDM の継続性に関し CDM 市場にシグナルを送るよう求めた。数カ国は、CDM に CCS を含めることの検討を支持した。

世界銀行は、同銀行の CDM に関する活動は中所得諸国を中心としていたが、低所得諸国での活動も増加していると指摘し、現在では CDM ポートフォリオの 20% がアフリカでのものだと指摘した。同代表は、CDM に対する信頼が損なわれてきていることへの懸念を表明し、次のことを提案した：規則やガイドラインを予測可能なものにし、規制上の信頼性を強化する；取引コスト削減のため、CDM での手順を合理化し、これにかかる時間を削減する；発明を奨励し、CDM の対象範囲を延長して規模を拡大する；CDM の農業部門および林業部門などへの拡大を進め、最貧国が CDM の恩恵を受けられる新しい機会を提供する；CDM のガバナンス構造を強化し、透明性を高める。

国際排出量取引協会 (IETA) はビジネス NGOs の立場で発言し、ベースラインおよび追加性の決定に標準化手法の採用を進めるよう求めた。The Global Forest Coalition (世界森林連合) は環境 NGOs の立場で発言し、全てのベースラインおよび追加性ツールをモニタリングするよう求め、全ての排出源における排出量の削減、気候および生態系に関する債務支払い、十分な適応資金の供与が必要であると強調した。ICLEI-Local Governments for Sustainability は地方政府当局の立場で発言し、地方政府が CDM プロジェクトの実施に対する支援を強化できるような枠組みの設置を求めた。Women in Europe for a Common Future は性差別問題 NGOs の立場で発言し、CDM に原子力発電活動を取り入れることに反対し、これは再生可能エネルギー資源など安全なエネルギー資源の開発の障壁となると強調した。

Eduardo Calvo Buendía (ペルー) と Kunihiko Shimada (日本) がこのコンタクトグループの共同議長を務める。COP/MOP 議長の Espinosa は、CDM の下での CCS に関する非公式協議開催を提案し、同議長がこの協議の進行役を指名すると述べた。

共同実施：共同実施監督委員会(JISC)議長の Benoît Leguet は、JISC の年次報告書(FCCC/KP/CMP/2010/9)を提出し、既存プロジェクトでの変化に関する計算規則および具体性を検討する基準の採択などの成果を強調した。同議長は、共同実施の運用を継続するメカニズムでは、本質的な変更や資金援助増額が必要だと指摘した。

EU は、共同実施の継続を支持し、2013 年以降での共同実施運用に関する変更および更なる改善について議論する意思があると表明した。ウクライナは、最終決定を行う前にさらなる努力が必要だと強調した。

Washington Zhakata (ジンバブエ) と Helmut Hojesky (オーストリア) がコンタクトグループの共同議長を務める。

遵守：遵守委員会報告書：遵守委員会共同議長の Kunihiko Shimada は、同委員会の報告書(FCCC/KP/CMP/2010/6)を提出し、同委員会では多様な問題について審議したと説明した、この中には次の問題が含まれる：ブルガリアに関する遵守問題、この結果ブルガリアの柔軟性メカニズム参加が保留された；

クロアチア関係の問題、クロアチアが非遵守対応計画の提出期限が過ぎても提出していないことに焦点が当てられた；附属書 I 締約国がそれぞれの報告要請の遵守を怠った場合にどうすべきか、モナコの第 5 回国別報告書未提出に焦点が当てられた。

Pornchai Danvivathana (タイ) と Richard Tarasofsky (カナダ) がコンタクトグループの共同議長を務める。

遵守委員会執行部の決定に対するクロアチアの上訴：事務局は、クロアチアが割当量および約束期間の保留分に関する遵守委員会執行部の決定に対し、上訴している問題を提起した。(FCCC/KP/CMP/2010/2)

クロアチアはこの問題を審議するコンタクトグループの設置を求めた。同代表は、遵守委員会の執行部がこの問題に関する全ての問題を扱える資格がないと指摘し、COP/MOP にこの問題を委ねるとの提案を行ったことが、上訴を提出した主な理由であると説明した。

Pornchai Danvivathana (タイ) と Richard Tarasofsky (カナダ) がコンタクトグループの共同議長を務める。

適応基金：適応基金 理事会報告書：適応基金 理事会議長の Farrukh Khan は、同理事会の報告書 (FCCC/KP/CMP/2010/7) を提出した。同議長は、同基金は現在完全に運用可能となっていると指摘し、直接のアクセスを可能にすることが主な課題であったとし、セネガル、ジャマイカ、ウルグアイにおいて、国家実施組織(NIEs)が認証されたことに焦点を当てた。同議長は、14 件のプロジェクトコンセプトについて審議を行い、2 件については資金供与が承認されたと述べた。法的能力に関し、同議長は、ドイツ議会が同理事会に法的立場を与える法律を承認したが、最終段階が終了したわけではないと指摘した。

ドイツは、今年末までに法的立場が与えられることになり、同理事会は、直接のアクセスが可能となると報告し、カンクンにおいて、ドイツと同理事会の間で覚書が締結されると述べた。

多数の国が、これまでの進展に満足の意を表する一方、先進国による自主的な資金供与により同基金の強化を図る必要があると指摘した。ジャマイカ、シエラレオネ、その他は、予想される NIEs の能力向上を助けるため、地域教習ワークショップ開催を提案した。ナイジェリアは、国連環境計画および国連開発計画が NIEs 設置支援のため、共同で努力したことを歓迎した。グレナダは AOSIS の立場で発言し、モーリシャスと共に、LDCs のキャパシティビルディングの必要性を強調した。

コンタクトグループの共同議長は、Ruleta Camacho (アンティグア・バーブーダ) と Jukka Uosukainen (フィンランド) が務める。

適応基金のレビュー：この項目(FCCC/SBI/2010/10 and MISC.2)に関し、EU は、適応基金のレビューを可能にする委託条件の完成を待望していると述べた。The Assembly of First Nations は気候変動に関する先住民フォーラムに代わり発言し、先住民本位の適応基金メカニズムと共に、十分な資金を得た効果的な適応のためのセーフティーネットを求めた。

コンタクトグループの共同議長は、Ruleta Camacho (アンティグア・バーブーダ) と Jukka Uosukainen (フィンランド) が務める。

京都議定書附属書 B の改定に関するカザフスタンの提案：事務局は、本議題項目 (FCCC/KP/CMP/2010/4) を提起した、本項目は、京都議定書の附属書 B を改定し、カザフスタンを含めるようにするとのカザフスタンの提案に係る。カザフスタンは、低炭素経済への移行に向けた同国の努力、さらには国内のキャップアンドトレードメカニズム法的枠組みを整備するなどの努力を強調した。ロシアはカザフスタンの提案を支持したが、セイシェルは AOSIS の立場で発言し、これに反対した。

Mark Berman (カナダ) が非公式協議の進行役を務める。

議定書改定に関する締約国の提案：この問題 (FCCC/KP/CMP/2010/3, FCCC/KP/CMP/2009/2-13) に関し、事務局は、京都議定書の改定に関する提案については、議定書 20 条と 21 条 (議定書ならびにその附属書の改定) に関するものが 2009 年に提案されたが、COP/MOP 5 ではその審議が終了していないと説明した。同代表は、2010 年にグレナダから新しい提案を受理したとし、この提案については議定書の規定に則り、各締約国に通知してあると説明した。

グレナダは AOSIS の立場で発言し、京都議定書の下での第 2 約束期間に関し、「間に合うように行き詰まりを打開する」ことを求め、これには、野心的な排出削減目標も含まれると述べた。同代表は、ツバル、セントルシア、その他の支持を受け、この議題項目はオープンのままとし、AWG-KP 議長の報告書に基づき、再審議できるようにすることを提案した。ツバルは、免責や特権に関する改定案での作業に指針を与えるため、SBI 議長が COP/MOP に報告することも有用だろうと述べた。

気候行動ネットワークインターナショナルは、余剰 AAUs の繰越により第 2 約束期間での排出削減目標が削られることがあってはならないと強調した。

締約国は、締約国提出の議定書改定案は AWG-KP 議長報告書に基づきさらに審議を重ねるため、この議題項目をオープンにしておくことで合意した。

非公式グループ

LULUCF (AWG-KP)：非公式協議において、締約国は、議長文書(FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4)に基づく作業を続けた。締約国は、特に伐採木材製品 (HWP)、参照レベル、不可抗力に関する締約国提案文書について議論した。締約国数カ国は、新しい提案はこの会議での LULUCF に関する合意を遅らせる可能性がある」と指摘した。一部の国は、森林管理にキャップをかけるとの提案の表現は問題だと指摘した。

一部の締約国は、HWP ならびに不可抗力に関する 2 つの「非公式な非公式」グループでの議論を提示した。締約国は、HWP の算定に関する次の 3 つのオプションについて議論した：即時酸化；単一の腐敗速度の適用；詳細な製品別腐敗速度。不可抗力に関し、締約国は、人為的な攪乱と非人為的な攪乱との明確化の議論、ならびに、攪乱の原因と影響のつながりを明確にする必要性を指摘した。また締約国は、湿地に関する算定を明確化する必要性についても検討した。

手法論問題バスケット(AWG-KP)：手法論問題バスケットに関するスピノフグループの非公式協議で、締約国は、主要な政治問題と関係する議論と、技術的、実用的特性を持つ議論とを分ける必要性について審議した。排出源の理解が進んでいない中で新しい GHGs を加えることに関し、締約国は、これらのガスにはその帰属に関する課題があることから、報告は行うが、算定には加えないとするオプションについて議論した。一部の締約国は、これらの問題に関し、さらなる技術的な議論が必要だと強調した。締約国は、新しいガスを加えることに関し、COP/MOP 決定書と議定書の改定の両方が必要かどうか議論した。また締約国は、共通の尺度のオプションについて議論し、短寿命ガス、特にメタンについては、地球温暖化ポテンシャルを使うとのオプションに焦点を当てた。締約国は、附属書 A に記載するセクターならびに排出源分類に関する D 項を削除することで合意した。非公式協議が続けられる。

適応 (AWG-LCA) : 適応に関する AWG-LCA 草案作成グループの午前中の会議で、締約国は、作業構成について議論した。締約国は制度アレンジおよび損失と損害に関するオプションを絞り込むため非公式に会合することで合意し、これらの会議では、天津での進展に基づき議論することとした。

資金、技術、キャパシティビルディング(AWG-LCA) : 資金、技術、キャパシティビルディングに関する AWG-LCA 草案作成グループの会議で、締約国は今後の進め方について協議した。資金に関し、提案されている作業計画には次のものが伴われる：長期的な資金源と資金規模の考察；早期開始 (fast-start) 資金供与；新しい基金に関する一連の問題、これにはガバナンス、制度アレンジ、設計プロセスを含める。

技術に関しては、天津の残りから議論を開始し、次の保留事項について検討することが提案された：技術メカニズムと資金とのリンク；結び付き；技術執行委員会(TEC)と気候技術センターおよびネットワーク(CTCN)との関係；COPからのガイダンスとTECおよびCTCN策定過程；知的財産権。締約国は、特定の問題に関する非公式協議を行うことで合意した。キャパシティビルディングについては、カンクンでの作業の進め方に関し、二国間協議が開催される。

緩和(AWG-LCA) : 緩和に関する AWG-LCA 草案作成グループの夕方の会合で、締約国は、バリ行動計画サブパラグラフ 1(b)(i) (先進国による緩和) およびバリ行動計画サブパラグラフ 1(b)(ii) (途上国による緩和) に関する成果文書に含まれる可能性がある要素を示した新しい覚書について議論した。締約国は、先進国の約束、行動、支援に関するモニタリング、報告、検証 (MRV)、ならびに途上国による国家適切緩和行動 (NAMAs) の MRV および関係する援助に焦点をあてた。

締約国は、報告およびレビュー、MRV と資金援助との関係、特に途上国の NAMAs に対する資金援助との関係、そして登録簿に関し、京都議定書の規則適用を議論した。締約国数カ国は、登録簿は既に行われている行動のリストよりも支援を求めている行動を伝える手段であるべきだと強調した。

締約国数カ国は、国別報告書に関係するガイドラインの改定につながるいくつかのプロセスについて懸念を指摘し、「プロセスの繰り返しになる」ようなら、既存のプロセスに持ち込まれるのかどうか、それとも新しいものになるのかと質問した。

潜在的影響結果(AWG-KP) : 潜在的影響結果に関する AWG-KP スピンオフグループが午後開催した非公式会合で、締約国は、決定書草案で残されていた 2つのオプション、対応措置の潜在的影響結果については国別報告書を含めた既存のチャンネルを利用するのか、それとも常設フォーラムを設置するのかについて議論した。この問題に関する意見の違いが残ったため、この問題は附属書 I の更なる約束に関する AWG-KP コンタクトグループでの議論に戻された。

廊下にて

水曜日午後の COP および COP/MOP プレナリーの後、ある参加者はムーンパレスでの交渉について、「面白くなりつつある」と述べた。

プレナリーでは、専ら、条約の下で提案されている新しい議定書、および京都議定書に関する多様な提案の審議が行われ、参加者は多大な関心を示した。バリでの COP 13 以降、AWG-LCA の成果の法的形式の不確実性が交渉に影を落とす中、そして京都議定書の将来が「不安定な状態」になる中で、これは「驚くにはあたらない」ことであった。昨年、コペンハーゲンの COP において新議定書の提案に関する「辛辣な」議論



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

を目撃した多くのものにとり、今回の会合は真の驚きであった。締約国は、議論や異議を唱えることなしに、法的成果に関するコンタクトグループ設置という AOSIS の提案に同意した。また一部のものは、「G-77/+中国の主要国」の立場が AWG-LCA での法的拘束力のある 成果への支持をオープンにする立場に変化していると見た。「これは正しい方向へ向かう確実な前向きの一歩だ、しかしこの法的拘束力のある成果が何を意味するかでは意見が異なる可能性がある」と、会議を終えたベテランの交渉担当者は分析した。「本当に驚いた！ 今おきたことには」とあるオブザーバーは感嘆した。他方、ある参加者は、「コペンハーゲンのトラウマがまだ続いている」とし、透明性について懸念を表明し、非公開で多くの議論が行われているのではないかと憶測した。知る立場にあるものは、メキシコが招集する「グリーンルーム」での議論が定期的開催され、そこで議論されている主要問題の一つが緩和であると確認した。締約国の懸念の一部は、夕方、緩和に関する AWG-LCA の会議で具体的に出てきた、この会議である参加者は「緩和に関する根幹の問題が、全ての締約国が参加するわけではない協議の場で話し合われるなら、それはこのプロセスを損ねることだ」と警告した。しかし、他のものは、協議プロセスに力を得たとし、「誰かが、両方の交渉トラックに共通する広範な緩和問題に焦点を当てる必要がある。 COP 議長は、補足協議は両 AWG の作業を助けるものだと再確認している」と述べた。作成中の文書あるいは発表予定といわれる文書についての噂も流れた。「COP 議長が数日中に具体的なアイデアを出してくる可能性があるというものがいた。どのようなものになるかを見るのが楽しみだ」と、あるベテラン参加者は述べた。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Eugenia Recio, Anna Schulz, and Matthew Sommerville. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Cancun Climate Change Conference can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.